

令和元年度 第2回 四国中央市農業委員会
総 会 議 事 錄

四国中央市農業委員会

令和元年度第2回農業委員会総会日程表

日 時 令和元年5月8日(水) 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川有利

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 承認第1号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第7 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第9 議案第6号 非農地証明願について

日程第10 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第11 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(17名)

2番 石川 有利

4番 横尾 昇

5番 押条 和司朗

6番 篠原 義尚

7番 鈴木 俊一

8番 武村 美枝子

9番	妻鳥 和美	10番	高橋 博
11番	坂上 宏	12番	尾崎 靖雄
13番	鈴木 博美	14番	高橋 藤信
15番	辻 政春	16番	河村 薫
17番	齋藤 伊勢子	18番	則友 祝幸
19番	石川 武将		

欠席農業委員(2名)

1番	大西 嘉一郎	3番	星川 安徳
----	--------	----	-------

出席農地利用最適化推進委員(21名)

2番	藤田 紘正	3番	薦田 悅男
4番	森川 雅之	5番	高橋 忠明
6番	合田 慎太郎	7番	宇高 勉
8番	鎌倉 靜夫	9番	石村 好典
10番	中泉 敏則	11番	石川 修平
12番	高橋 功	13番	立川 貞美
14番	三好 忠行	15番	河村 一碩
18番	真鍋 義孝	19番	加地 照男
20番	渡邊 繁	21番	越智 寧
22番	村上 佳清	23番	近藤 良啓
24番	高橋 祥志		

欠席農地利用最適化推進委員(4名)

1番	脇 純樹	16番	合田 篤夫
17番	鈴木 一郎	25番	鈴木 敏也

出席した職員

事務局長 篠原 敬三	次長 石川 考太
係長 合田 圭	専門員 大西 唯文

局長 ご起立願います。

局長 礼、ご着席ください。

局長 それでは開会にあたりまして、会長より総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会長 委員の皆さん、こんにちは。ゴールデンウィークも今年は10連休という今まで経験したことのないような長期の休みでありましたが、農業をする我々にとっては非常に多忙な時期に田植えから畠たて、田植えの準備、野菜の出荷や植え付けと何かと忙しい、今日はそういうお忙しい中、平成から令和に代わりまして第1回目の総会となります。お疲れのところですけれどもよろしくお願ひいたします。

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第2回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、農業委員の1番 大西嘉一郎委員、3番 星川安徳委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の1番 脇 純樹委員、16番 合田篤夫委員、17番 鈴木一郎委員、25番 鈴木敏也委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、19番 石川武将委員、18番 則友祝幸委員を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に

ついてを議題といたします。

議長 報告を求めます。合田 圭君。

合田係長 受付番号7番を議案書により報告

議長 以上で報告を終わりました。

議長 日程第3、承認第1号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について(一部変更)を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西唯文君。

(大西専門員、受付番号1番を議案書により説明)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願ひします。

議長 受付番号1番 質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 承認第1号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について(一部変更)、原案のとおり承認することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請

についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭君。

合田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号31、金生町山田井の田2筆については規模拡大ということで条件第1号から第7号については問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号32、33、35については譲受人が同じですので合わせて説明いたします。受付番号32、土居町上野の田1筆、土居町北野の田2筆、受付番号33、土居町上野の田1筆、受付番号35、土居町北野の田2筆については、規模拡大ということで条件第1号から第7号については問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号34、土居町上野の田14筆、畑12筆、土居町津根の田2筆については、経営移譲年金受給のため、農業後継者に経営移譲を行うものであります。条件第1号から第7号については問題ありません。米の作付け、野菜、果樹の栽培をされるそうです。受付番号36、土居町入野の畑2筆については、小作地を所有地にしたいということで、小作地開放であります。条件第1号から第7号については問題ありません。柑橘類を栽培されるそうです。受付番号37、土居町畑野の田2筆については、譲受人の○○さんは新規就農者ということで去る2月20日、高橋藤信農業委員、曾我部前局長、石川次長でヒアリングを行っております。譲受人の○○さんは48歳であり、農業への意欲も感じられたそうです。農地利用計画については、柿、野菜を栽培予定であり、周囲の農地に迷惑をかけないようにするとのことです。また今回の申請では総経営農地面積が下限面積未満となっているため、後ほど議案第5号受付番号38で説明いたしますが、利用権設定の申出がされております。利用権設定が承認されれば、下限面積以上となります。なお、この3条許可については、農用地利用集積計画の公告後、許可することとなります。条件第1号から第7号については問題ありません。受付番号38、土居町小林の田1筆については、規模拡大ということで、条件第1号から第7号については問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号39、40は交換移転ということで合わせて説明いたします。受付番号39、土居町小林の田1筆、受付番号40、土居町小林の田1筆については、それぞれ所有地と隣接している農地のため交換します。条件第1号から第7号については問題ありません。両者とも水稻を作付けされるそうです。受付番号41、土居町小林の畑1筆については、規模拡大ということで条件第1号から第7号については問題ありません。野菜を栽培されるそうです。受付番号

42、土居町藤原3番耕地の田1筆については、近隣で耕作便利なためということで、条件第1号から第7号については問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号43、土居町野田の田1筆については、近隣で耕作便利なためということで、条件第1号から第7号については問題ありません。水稻を作付けされるそうです。受付番号44、土居町蕪崎の田3筆については、規模拡大ということで条件第1号から第7号については問題ありません。水稻を作付けされるそうです。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願ひします。

議長 受付番号31番 質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 32番

真鍋推進委員 異議ないのですが、お聞きしたいのですが32番、33番、35番の〇〇さんという人は農地の近くの株〇〇〇という会社を経営している奥さんなんです。農業を全くしていない人なのに規模拡大ということで水稻なんてできないと思うのですが。

合田係長 申請書を確認していますが、米を作付けする予定となっています。

真鍋推進委員 下限面積は3反あるのですか。

合田係長 今回の申請地を合わせて3反を超えます。〇〇〇〇さんには息子さんがおり、会社員をされていますが、この息子さんといっしょに農業をされるということです。

真鍋推進委員 お米を作るか1年間くらい様子を見てみたらどうか。

尾崎委員 所有権移転したら3年間は転用できないのですよね。

局長 はい。

尾崎委員 3年間は何か作らないといけないんですね。

齋藤委員 所有権移転したあと、ダメだとはいえないでしょ。だから難しい。

真鍋推進委員 説明はあったのですが、1年後なり2年後なり、現地を見てもらって本当にお米を作っているのかどうかを。そのまま何も作らずしていたのでは困るので。

鈴木博美委員 現地で米が作れるかどうかについては、作れます。荒らしていますが、少し草が生えているだけ。水もあります。

議長 それでは日野美鈴さんの件については、今後の経過を見るということでよろしいですか。

議長 34番

委員 異議ありません。

議長 35番

委員 異議ありません。

議長 36番

委員 異議ありません。

議長 37番

委員 異議ありません。

議長 38番

委員 38、39、40、41番異議ありません。

議長 42番

委員 異議ありません。

議長 43番

委員 異議ありません。

議長 44番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

妻鳥委員 34番の経営移譲年金をもらうための3条申請ということですが
経営移譲となると無償移転になるのですか。

大西専門員 これについては経営移譲年金といふことで、経営を移譲する
ということですので、必ずしも無償移転となることではありません。

押条委員 もう一度確認しておきたいのですが、受付番号32, 33, 35に
については経過を見るだから、今回は保留でしょう。それを認めて経
過を見るというのはおかしいので。もう1つ、農業委員会の総会で地
元の委員からこれおかしいですという意見が出た時に、その意見と
いうのは重視しないといけないのではないかと思います。

大西専門員 保留というのが一番いいと思います。作付けについては再度
確認しないといけないと思います。経過を見るといわれても許可が出
ていなく、所有権移転していないので経過は見れないのではないかで
しょうか。今回の場合、聞き取りを行っていませんので、委任を受けて
いる行政書士からも聞いて、次回の総会までに。今回は保留といふこ
とでどうでしょうか。

議長 保留して確認するということで。

押条委員 確認していないというのは、おかしいことで。実質的には新規就
農者と変わらないので。

議長 新規就農の相談を行っているのか。

合田係長 新規就農者としての聞き取りはしておりません。経営面積が1反
以上ありましたので。

議長 新規就農の聞き取りをしていないということなので、聞き取りをして確認するということで、今月の総会の結論としては保留ということで、来月以降に審議したいとおもいますが、よろしいでしょうか。

石川次長 農業委員さんも含めて、新規就農の聞き取りを改めて行いたいと思います。

議長 それでは、受付番号32、33、35については、一旦保留ということで、新規就農の聞き取り調査を行った上で再度審議をするというでよろしいですか。

委員 異議なしという声あり。

議長 他に何かご質疑はありませんか。

議長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号32、33、35番を除いて原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、受付番号32、33、35を除いて原案のとおり許可することに決しました。また、受付番号32、33、35については保留することに決しました。

議長 日程第5 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてをご説明いたします。許可申請は2件です。受付番号4、三島宮川4丁目の案件について、申請人、○○○○他1名は、現在、貸駐車場として利用している申請地が登記簿上の地目と現況の地目が異なっているため、これを正すために申請するものです。立地基準、

一般基準ともに合致し、許可後も現状と同様に貸駐車場として利用する計画であり、止むを得ないと思われます。昭和50年くらいに造成してアスファルトをして貸駐車場として利用しています。始末書が出ています。受付番号5、中之庄町の案件について、申請人は○○○○。かねてより自己住宅の建築を検討し土地を探していたところ、亡父より相続した土地があったので、申請地に自己住宅を建築するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議長 受付番号4番

武村委員 これはもう始末書が出ているので、問題ないと思います。5番ですが、異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

齋藤委員 昭和50年頃から違反転用していたと言われましたが、何でわかったのですか。畑であれば貸駐車場にする時に農業委員会に申請しなければいけないのに。申請自体をこの人が知らなかつたのか。

石川次長 無断転用を知らずに安易に転用したことです。

議長 日程第6 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太君。

石川次長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてご説明いたします。申請は1件です。受付番号4、土居町津根の案件について、当初計画者、四国中央市長篠原 実は、農村地域工業等導入促進法により策定した農村地域工業等導入実施計画に基づき、平成30年2月8日に工業用地として許可を受けましたが、申請地は工業用地の区画形状に大きな影響を及ぼしており、平成30年3月12日から同年5月31日までの間、用地の予約分譲の申込受付を行いましたが、土地利用が制限される区画形状であるとの理由により申込が無かつたことから、申請地の地権者と再度交渉を行い土地譲渡についての合意に至ったことにより、区画の形状も良くなり企業への分譲が可能となるため、議案第4号受付番号57の案件を含めて一体利用地として造成を行うものです。当初の必要面積は102,936.70平方メートル、変更後の必要面積は110,514.65平方メートルとなります。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で議案の説明が終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願いします。

議長 受付番号4番

委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長　日程第7 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太君。

石川次長 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。申請は12件です。受付番号47 川之江町の案件について、受人は土木工事業を営んでおり、車両置場が不足しており駐車場として同社へ貸出す、受人・渡人合致の貸駐車場建設です。受人、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号48、金生町山田井の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、申請地は閑静な住宅地に接続し、幹線道路から少し離れており全面道路の交通量もそれほど多くないため、育児に適した環境であり、コンビニエンスストアにも近いため、買物の便も良く幅広い年代に適した環境であると考えられ、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、有限会社○○○○代表取締役、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号49、上分町の案件について、受人は隣接する○○○○○○○○会館の駐車場不足が続いているため駐車場として利用者へ貸出す、受人・渡人合致の貸駐車場建設です。受人、○○○○。なお既に造成されておりますが、始末書が出ております。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号50、上分町の案件について、受人は宗教法人の代表役員をしており、当協会にて開催する布教月例集会や例大祭参加の信徒多数のための駐車場については、発足当初からの絶対量不足に起因する不便を余儀なくされており、この際総量の見直しに至り、既存の駐車場に近隣する申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、宗教法人○○○○○協会代表役員、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号51、妻鳥町の案件について、受人は賃貸住宅住まいをしておりますが、自己住宅を建築するにあたり土地を探していたところ双方の利害が合致したため、申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号52、53について関連していますので、まとめてご説明いたします。上柏町の案件について、受人が同一で一

体として太陽光発電施設を建設されます。受人は紙加工業及び太陽光発電業を営んでおり、日照量が良好な申請地を借り受け及び譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号54、中曾根町の案件について受人は不動産業を営んでおり、申請地において市役所や学校にも近く、子育て世代のみならず、幅広い世代にとって住みやすい環境にあるため、申請地を転用し隣接宅地と併せて一体利用する、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の分譲宅地造成です。受人〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号55、寒川町の案件について、受人は安定した収入を確保すべく太陽光発電による売電事業を計画しており、周囲に建物等が少なく日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号56、土居町土居の案件について、受人は賃貸住宅住まいをしておりますが、念願のマイホームを建築したいため、勤務地及び学校に近い申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号57、土居町津根の案件について、農村地域工業等導入促進法により策定変更を行った農村地域工業等導入実施計画に基づく工業用地の転用です。受人は四国中央市長、篠原 実。面積は、7,556平方メートル、議案代3号受付番号4の一体利用地を含めると総面積は110,514.65平方メートルになります。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号58、土居町天満の案件について、受人は太陽光売電業を営んでおり、周囲に建物等が少なく日照量が良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設建設です。受人、有限会社〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号47番

薦田推進委員 この農地については、もう20年近く耕作放棄地になっており非農地化しております。近隣の農作業にも影響が出ており、今回これが解消されるので異議ありません。

議長 48番

高橋忠明推進委員 これはあとの諮問第1号の用途廃止の受付番号9番と一緒に考えていただかなければいけないと思うのですが、この水路は一番下の田まで水を流す水路となって、一般水路とは違うと思います。今の仕掛け口から40メートル離れた所で仕掛け口になるので、水路の幅が1メートルから1.3メートルくらい、目測で30センチくらい差があります。それを堰き止めてするとなるとそこにするのはどうかなと思うので、その点を含めて審議していただいたらと思います。

議長 これについては、水路を用途廃止したあと寄付部分を水路にして使用するようになっておりますね。

高橋忠明推進委員 寄付部分に水を堰き止めて流すようになっている。40メートル下で水路をとるようになるので、堰き止めても目測で下がっているので30センチ以上堰き止めなければならない。さし板(水を止めるために水路にさす板)を30センチ以上長くしないと水が田に入らない。水路の幅が50センチ、60センチの水路だったらそうでもないだろうが、幅1メートルもある水路で今、20センチのさし板をしていたら、50センチのさし板にしないといけない。水が少ない時だったらさし板をきれいに止めても漏れたら田に水が行かない。大水がきてさし板を除けるとなったら人間が入ったら流されるかもしれない。

議長 この件については、地元の水利組合が同意していますが。

高橋忠明推進委員 実際にさし止めた時のことを見ていないので、ここにさし板をして堰き止めることに危険なので。

大西専門員 用途廃止の件については、地元水利組合の同意書がありますが、高橋委員は水を引いている農家の方からお話を聞いて言われているのですか。

高橋忠明推進委員 現場いて見たら無理だろうということで言っています。

局長 現場の方は、毎回毎回建設課の方で立会をして現場で説明を受けています。なおかつ水利組合も立会のもと説明を受けているはずです。そのうえで水利組合が判をついてきたものです。

押条委員 問題ないと思いますが、農業委員会で審議した時に、委員からこういう質問もありました、疑義もあるんですけど。その辺どうなんですかと言って返すと。そのための農業委員会であるので。

議長 指摘があった件ですけれど、議案第4号の48番と諮問第1号の9番については、一旦保留ということにして、下流部分に農地が3筆くらいあるようですが、ここの方も一緒に集まつてもらって一旦話し合いをするということでよろしいですか。

委員 「はい」という委員あり

議長 続いて49番

委員 49番、50番問題ありません。

議長 51番

委員 問題ありません。

議長 52番

委員 52番、53番問題ありません。

議長 54番

委員 異議ありません。

議長 55番

妻鳥委員 近隣に高い木がありますが、伐採して太陽光をするということですので異議ありません。

議長 56番

委 員 異議ありません。

議 長 57番

委 員 異議ありません。

議 長 58番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号48番を除いて、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第8 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭君。

(合田係長、受付番号36番～39番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 なお受付番号40番から43番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号36番、質疑ありませんか。

横尾委員 この農地については中曾根町の○○さんが耕作していたのですが、高齢でできなくなつたことからのことですので異議ありません。

議長 37番

委員 異議ありません。

議長 38番

委員 異議ありません。

議長 39番

委員 異議ありません。

議長 受付番号40番から43番までの再設定について質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第9、議案第6号、非農地証明願についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第6号、非農地証明願についてご説明します。受付番号2、寒川町の畠1筆については、昭和25年以前より母屋の一部分であつたため、宅地として利用されていました。よって農地法が施行された日(昭和27年10月21日)前から非農地であった土地に該当するためです。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号2番、質疑はありませんか。

妻鳥委員 昔から家が建っていた所なので、なぜ農地なのか不思議に思っていました。異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、非農地証明願について原案の通り許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第10、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西唯文君。

(大西専門員、受付番号8番～9番中、8番のみを議案書により説明。)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号8番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諒問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、諒問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第11 諒問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太君。

石川次長 諒問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてご説明します。受付番号3、前総会での再保留案件ですが再度ご説明いたします。個別除外の案件です。申出者、○○○○株式会社代表取締役、○○○○は高級洋紙や感光紙等の特殊紙は三島工場で、シール及びラベル用剥離紙や剥離フィルムをはじめとする産業・工業材、電子・情報通信材、光学関連等の粘着素材は土居加工工場で製造しており、主力生産拠点として発展してきました。当社の業績は好調で、土居加工工場でのフィルムを基材とする光学関連及び産業・工業用材料が著しい成長を遂げているため、敷地内で生産設備の拡大を図ってまいりましたが、需要の増加に生産が間に合わない状況になり、生産体制の増強を図ることが急務となっております。そこで、工場施設の拡張計画を検討し、三島工場ではスペース的、経済的に困難であることから断念、土居加工工場でしか生産していない製品であること、精密機器の製造に利用されるものであり、埃や塵等の異物混入は絶対に避けなければならなく、生産工程途中での別敷地への搬送ができないことから、既存の第3工棟を増築することにより、別敷地へ搬送しなくてもよいことになることから、隣接や近隣での拡張計画を複数検討しましたが、一団の土地を形成し一体利用が可能な土地として除外申出地以外に利用できる土地が無かつたため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説

明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。これより、質疑にはいります。

議長 受付番号3番、質疑はありませんか。

越智推進委員 補足説明をさせていただきます。2ヶ月ほど保留となつて
いたのですが、地元と○○○○との協議の結果、進展が見られま
したので保留を取り下げさせていただきます。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見につ
いては、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員
の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって諮問第2号については、変更しても
支障がない旨の意見とすることにに決しました。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、
すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何か
ご意見等がありましたらお願ひします。

議長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局長 事務報告

議長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。
これをもちまして、第2回四国中央市農業委員会総会を閉会いた
します。ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(15:00)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署名人

四国中央市農業委員会

議長

石川有利

委員

石川武将

委員

則友義章